

兼本ハイツにし尿処理跡地返還を

答 返還すべき土地とは考えていない



知念 富信 議員

問 兼本ハイツのし尿処理場跡地は、下水道整備で更地になっている。県住宅公社から移管された土地は自治会に返還すべきではないか。

総務部長 昭和57年に本町に移管された。昭和60年の下水道の供用開始から始まって、浄化槽の撤去工事等を本町が行っている。自治会へ返還すべき土地とは考えていない。



し尿処理場跡地 (兼本ハイツ)

問 し尿処理場跡地は普通財産になっているが、定義はどうなっているか。

総務部長 一般的に行政の供

しているものが行政財産である。それ以外の売却や賃貸等を目的とするものが普通財産となる。

問 し尿処理場跡地2カ所(92坪、60坪)を駐車場に整備し、兼本ハイツに貸すことは可能か。

副町長 駐車場としての整備は考えていない。活用方法は今後検討していく。

問 兼本ハイツ集会所の建て替えを求める声がある。補助事業を活用できないか。

副町長 補助制度を活用し改築を地域と協議したい。建設時期等も含めて検討していく。

MICEとの連携や企業誘致で特色あるまちづくりを

問 本町はマリンタウン地区の大型MICE施設にどのよう

副町長 本町のまちづくりにどのような有益なかたちで反映していくのか、さまざまな角度から検証を行っていく。

問 企業誘致の施策や土地利用情報などはあるか。

副町長 未利用地を中心に地権者と企業のマッチングセミナーなどを検討する。土地利用情報も企業や地権者から誘致関連の話など、県の担当所管を含め関係部署と協議している。

問 本町の発展のため調整区域見直しを提言するべきではないか。

町長 照屋 本部、喜屋武地区の市街化区域編入を県に要請しているが、厳しい状況である。県からは新たな地区計画を入れるようにと言われている。既存の集落への計画は不可能に等しく厳しい。地域の実情を訴え、見直しができるよう取り組む。